

産業廃棄物処分業（旭川市）

事業の全体計画

排出事業者より事業活動に伴って生じた廃棄物を焼却施設で中間処理を行ない最終処分場に排出する。

焼却処理を行なうにあたっては、法律、基準及び自社目標を順守し廃棄物の適正処理に努める。

産業廃棄物の処分量

燃え殻	0.3t/月
汚泥	10.5t/月
廃油	48t/月
廃酸	0.6t/月
廃アルカリ	4.5t/月
廃プラスチック類	300t/月
紙くず	3.7t/月
木くず	28t/月
繊維くず	11.6t/月
動植物性残さ	14.3t/月
ゴムくず	0.2t/月
金属くず	1.7t/月
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.3t/月

焼却の具体的な計画

- ・850℃以上で廃棄物に着火し 940℃以上で焼却する。
- ・排気ガスは焼却炉内で 2 秒以上滞留させ完全燃焼する。
- ・焼却後の排気ガスは急冷塔で 200℃以下に急冷することで有害なダイオキシン類の再合成を防止する。
- ・高精度集塵装置（バグフィルター）で塩化物（HCL）の中和（消石灰）、有害物の吸着（活性炭）し、排ガス中の煤塵を集塵する。
- ・焼却状態を制御盤で集中管理する。

環境保全措置の概要

- ・年 2 回の排気ガス測定・ダイオキシン類（排ガス・飛灰・焼却灰）測定の実施。
- ・警報装置を設置して異常の発生を防止すると共に迅速な対応。
- ・塩化水素濃度計、一酸化炭素濃度計を設置して記録する。
- ・焼却炉の運転状態をチャート紙で記録する。

特別管理産業廃棄物処分業（旭川市）

事業の全体計画

医療機関から排出される感染性産業廃棄物、感染性一般廃棄物を焼却施設で中間処理を行ない最終処分場に排出する。

焼却処理を行なうにあたっては、法律、基準及び自社目標を順守し廃棄物の適正処理に努める。

特別管理産業廃棄物の処分量

感染性産業廃棄物 90t/月

焼却の具体的な計画

- ・850℃以上で廃棄物に着火し 940℃以上で焼却する。
- ・排気ガスは焼却炉内で 2 秒以上滞留させ完全燃焼する。
- ・焼却後の排気ガスは急冷塔で 200℃以下に急冷することで有害なダイオキシン類の再合成を防止する。
- ・高精度集塵装置（バグフィルター）で塩化物（HCL）の中和（消石灰）、有害物の吸着（活性炭）し、排ガス中の煤塵を集塵する。
- ・焼却状態を制御盤で集中管理する。

環境保全措置の概要

- ・年 2 回の排気ガス測定・ダイオキシン類（排ガス・飛灰・焼却灰）測定の実施。
- ・警報装置を設置して異常の発生を防止すると共に迅速な対応。
- ・塩化水素濃度計、一酸化炭素濃度計を設置して記録する。
- ・焼却炉の運転状態をチャート紙で記録する。